

議第 32 号

附属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について

附属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

市が設置する附属機関の委員会等の見直しに伴い、当該条例を制定し関係条例の一部を改正するもの。

附属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(下呂市附属機関設置条例の一部改正)

第1条 下呂市附属機関設置条例(平成16年下呂市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
附属機関の属する執行機関	附属機関	所掌事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	所掌事務
市長	下呂市公の施設指定管理者選定委員会	公の施設の指定管理者の候補者の選定に当たって審査し、及び指定管理者に関する事項について調査審議する。	市長	下呂市地域福祉計画策定委員会	市の総合的な地域福祉の推進を図るための計画案を策定する。
	下呂市財産活用公募事業審査委員会	市有財産の有効活用についての提案を審査する。		下呂市老人ホーム入所判定委員会	市長の諮問に応じ、老人ホームへの入所判定について判定を行う。
	下呂市地域福祉計画策定委員会	市の総合的な地域福祉の推進を図るための計画案を策定する。		下呂市予防接種健康被害調査委員会	予防接種に関連して発生したと思われる事故について、調査し適正な事故処理を図る。
	下呂市地域福祉計画推進協議会	地域福祉計画の進捗状況について評価し、市長に提言する。		下呂市介護保険事業計画策定委員会	市長の諮問に応じ、下呂市介護保険事業計画を策定する。
	下呂市障がい者福祉計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会	市の障がい者に係る総合的な障がい者等福祉の推進を図るための計画案を策定する。		下呂市障がい児保育審査委員会	市長の諮問に応じ、障がい児の保育所の入園について審査する。
	下呂市障がい者自立支援協議会	障がい者の自立支援に係る重要事項について調査審議する。		下呂市農業融資制度推進会議	市長の諮問に応じ、農業融資について必要な事項を審査する。
	下呂市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送の登録について審査する。		下呂市景観審議会	市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関し必要な事項を調査審議する。
	下呂市老人ホーム入所判定委員会	市長の諮問に応じ、養護老人ホームへの入所判定について判定を行う。		教育委員会の部 (略)	
	下呂市介護保険運営協議会	市長の諮問に応じ、介護保険事業の運営に関する重要事項を審議する。			
	下呂市介護保険事業計画策定委員会	市長の諮問に応じ、下呂市介護保険事業計画を策定する。			
	下呂市障がい児保育審査委員会	市長の諮問に応じ、障がい児の保育所の入園について審査する。			
	下呂市児童館運営委員会	児童館の運営等に関し必要な事項を審議する。			

改 正 後		改 正 前	
下呂市医療ビジョン策定委員会	医療ビジョンの策定、検証、見直し、その他必要と認める事項を調査審議する。		
下呂市予防接種健康被害調査委員会	予防接種に関連して発生したと思われる事故について、調査し適正な事故処理を図る。		
下呂市がん検診事故調査委員会	がん検診に関連して発生したと思われる事故について、調査し適正な事故処理を図る。		
下呂市農業融資制度推進会議	市長の諮問に応じ、農業融資について必要な事項を審査する。		
下呂市森林管理委員会	森林管理、整備及び林業・木材産業振興に関する下呂市基本方針への提言をする。		
下呂市景観審議会	市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関し必要な事項を調査審議する。		
下呂市地域公共交通会議	地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を協議する。		
下呂市消防賞じゅつ金等審査委員会	下呂市に勤務する消防吏員及び消防団員に係る賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金の授与について審査する。		
下呂市立金山病院改革プラン策定及び評価委員会	金山病院改革プランの策定並びに実施状況について点検及び評価を行う。		
教育委員会の部 (略)			

(下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年下呂市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前				
別表(第2条、第5条関係)				別表(第2条、第5条関係)				
区分	報酬			費用弁償		区分	報酬	
				市内(1日につき)	市外		市内(1日につき)	市外
教育委員会委員の項～期日前投票立会人の項 (略)				片道2キロメートル以上の場合は、	下呂市職員等の旅費に関する条例	教育委員会委員の項～期日前投票立会人の項 (略)		
総合計画審議会委員	日	6,000円	12,000円	12,000円		介護保険認定審査会委員	日	12,000円
生活安全推進協議会委員	日	6,000円				認知症初期集中支援チ一	日	12,000円

改正後				改正前			
	額		1キロ		額	円	1キロ
防災会議委員	日額	6,000円	メートルにつき20円とし、往復で計算する。	(平成16年下呂市条例第51号)における行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例による。ただし、国内旅行の旅費のうち日当、宿泊料及び食卓料については、同条例別表第1その他の区分を適用する。	△専門医	日額	6,000円
交通安全対策会議委員	日額	6,000円			△専門職	日額	6,000円
国民保護協議会委員	日額	6,000円			△認知症初期集中支援チーム検討委員会委員	日額	6,000円
スポーツ推進審議会委員	日額	6,000円			障がい者自立支援審査会委員	日額	12,000円
スポーツ推進委員	委員長	年額	120,000円		特別職報酬等審議会委員	日額	6,000円
	副委員長及び地区派遣委員	年額	100,000円		功労者等表彰審議会委員		
	委員	年額	90,000円		公務災害補償等認定委員会委員		
社会教育委員会委員	日額	6,000円		公務災害補償等審査委員会委員			情報公開審査会委員
青少年育成推進員	日額	6,000円			個人情報保護審査会委員		行政不服審査会委員
公民館運営審議会委員	日額	6,000円			生活安全推進委員会委員		行政改革推進委員会委員
図書館協議会委員	日額	6,000円			明るい選挙推進協議会委員		総合計画審議会委員
位山自然の家運営委員会委員	日額	6,000円			まちづくり条例策定委員会委員		自主運行バス運営協議会委員
行政改革推進委員会委員	日額	6,000円			防災会議委員		国民保護協議会委員
情報公開審査会委員	日額	6,000円					交通安全対策会議委員
個人情報保護審査会委員	日額	6,000円					有線テレビ放送番組審議会委員
行政不服審査会委員	日額	6,000円					財産区管理委員
功労者等表彰審議会委員	日額	6,000円					小口融資審査委員会委員
公務災害補償等認定委員会委員	日額	6,000円					市営住宅入居者選考委員
公務災害補償等審査会委員	日額	6,000円					
特別職報酬等審議会委員	日額	6,000円					
退職手当審査会委員	日額	6,000円					
公の施設指定管理者選定委員会委員	日額	6,000円					
財産活用公募事業審査委員	日額	6,000円					

改正後			改正前		
員会委員	額				会委員
国民健康保険運営協議会委員	日額	6,000円			上下水道運営委員会委員
市税等徴収指導員	日額	15,000円			森林整備推進指導員
地域福祉計画策定委員会委員	日額	6,000円			都市計画審議会委員
地域福祉計画推進協議会委員	日額	6,000円			景観審議会委員
障がい者福祉計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会委員	日額	6,000円			農業振興地域整備促進協議会委員
障がい者自立支援協議会委員	日額	6,000円			商工観光振興協議会委員
障がい者自立支援審査会委員	日額	12,000円			国民健康保険運営協議会委員
福祉有償運送運営協議会委員	日額	6,000円			適正受診訪問指導嘱託員
民生委員推薦会委員	日額	6,000円			民生委員推薦会委員
特別障がい者手当嘱託医	月額	14,000円			地域福祉計画策定委員会委員
生活保護嘱託医	月額	56,000円			地域福祉計画推進協議会委員
老人ホーム入所判定委員会委員	日額	6,000円			次世代育成支援対策協議会委員
介護保険運営協議会委員	日額	6,000円			下呂市子ども・子育て会議委員
介護保険認定審査会委員	日額	12,000円			老人ホーム入所判定委員会委員
介護保険事業計画策定委員会委員	日額	6,000円			予防接種健康被害調査委員会委員
子ども・子育て会議委員	日額	6,000円			介護保険事業計画策定委員会委員
障がい児保育審査委員会委員	日額	6,000円			健康づくり推進協議会委員
児童館運営委員会委員	日額	6,000円			障がい児保育審査委員会委員
保育所嘱託医師	年額	20万円 の範囲 内で市 長が定 める額			廃棄物減量等推進審議会委員
保育所嘱託歯科医師	年額	20万円 の範囲 内で市 長が定			一般廃棄物処理計画策定委員会委員

改正後				改正前			
		める額					
健康づくり推進協議会委員	日額	6,000円		環境審議会委員			
医療ビジョン策定委員会委員	日額	6,000円		学校給食センター運営委員会委員			
予防接種健康被害調査委員会委員	日額	6,000円		障がい児教育支援委員会委員			
がん検診事故調査委員会委員	日額	6,000円		社会教育委員会委員			
農業振興地域整備促進協議会委員	日額	6,000円		青少年育成推進員			
鳥獣被害対策実施隊員	年額	1万円 の範囲 内で市 長が定 める額		公民館運営審議会委員			
森林管理委員会委員	日額	6,000円		位山自然の家運営委員会委員			
小口融資審査委員会委員	日額	6,000円		スポーツ推進審議会委員			
観光商工振興協議会委員	日額	6,000円		文化財審議会委員			
都市計画審議会委員	日額	6,000円		郷土誌編集審議会委員			
景観審議会委員	日額	6,000円		図書館協議会委員			
空家等対策協議会委員	日額	6,000円		児童館運営委員会委員			
上下水道運営委員会委員	日額	6,000円		森林管理委員会委員			
有線テレビ放送番組審議会委員	日額	6,000円		退職手当審査会委員			
地域公共交通学識経験者 通会議委員	日額	18,000 円		空家等対策協議会委員			
	その他の委員	日額	6,000円	スポーツ 推進委員	委員長	年額	120,000 円
廃棄物減量等推進審議会委員	日額	6,000円			副委員長及び 地区派遣委員	年額	100,000 円
環境審議会委員	日額	6,000円			委員	年額	90,000 円
財産区管理委員	日額	6,000円		介護認定調査員	月額	150,000 円	市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定める額
下呂市立金山病院改革プラン策定及び評価委員会委員	日額	6,000円		介護支援専門員	月額	150,000 円	
学校運営協議会委員	年額	5,000円		地域おこし協力隊員	月額	166,000 円	

改正後			改正前					
学校給食センター運営委員会委員	月額	6,000円			下呂市立金山病院顧問	月額	150万円 の範囲 内で市 長が定 める額	
文化財審議会委員	月額	6,000円			保育所嘱託医師	年額	20万円 の範囲 内で市 長が定 める額	
障がい児教育支援委員会委員	月額	6,000円			保育所嘱託歯科医師	年額	20万円 の範囲 内で市 長が定 める額	
学校医	年額	20万円 の範囲 内で市 長が定 める額			運転業務嘱託員	月額	150,000 円	
学校歯科医	年額	20万円 の範囲 内で市 長が定 める額			市税等徴収指導員	月額	15,000 円	
学校薬剤師	年額	20万円 の範囲 内で市 長が定 める額			教育 専門 員	教育相談員	月額	6,000円
						教育指導員	月額	15万円 の範囲 内で市 長が定 める額
						外国語指導助手	月額	33万円 の範囲 内で市 長が定 める額
						海外派遣日本語指導員	月額	25万円 の範囲 内で市 長が定 める額
						国際交流員	月額	35万円 の範囲

改正後				改正前			
							内で市長が定める額
				郷土館長	月額	6,700円	
				公民館長	月額	21千円の範囲内で市長が定める額	
				公民館主事	月額	11万円の範囲内で市長が定める額	
				鳥獣被害対策実施隊員	年額	1万円の範囲内で市長が定める額	
				市営住宅監理員	年額	312,000円	
				安心安全専門員	月額	200,000円	
地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないもの	市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定める額			地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないもの		市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定める額	

(下呂市公民館条例の一部改正)

第3条 下呂市公民館条例(平成16年下呂市条例第160号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(館長及び職員) 第5条 公民館に館長を置き主事その他必要な職員を置くことができる。	(館長及び職員) 第5条 公民館に館長を置き主事その他必要な職員を置くことができる。 <u>2 前項の職員は、非常勤とすることができるものとし、その場合の任期は2年とする。</u>

(下呂市金山郷土館条例の一部改正)

第4条 下呂市金山郷土館条例(平成16年下呂市条例第173号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(館長等) 第7条 郷土館に館長を置き、 <u>その他必要な職員を置くことができる。</u>	(館長その他の職員) 第7条 郷土館に館長を置き、 <u>教育委員会が市長の意見を聞いて任命する。</u> <u>2 館長は、館務を管掌し、所属職員を監督して郷土館の任務の達成に努める。</u> <u>3 郷土館に職員(学芸員補、その他職員)を置くことができる。</u> <u>4 館長及び職員は、非常勤とすることができるものとし、この場合の任期は、2年とする。</u>

(下呂市景観条例の一部改正)

第5条 下呂市景観条例(平成19年下呂市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第26条 (略) <u>2 景観アドバイザーについて必要な事項は、規則で定める。</u>	(設置) 第26条 (略) <u>(委嘱等)</u>
第27条 削除	第27条 <u>景観アドバイザーは、良好な景観の形成に関して専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。</u>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(組織等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(組織等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 景観アドバイザー</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

(下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正)

第6条 下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成26年下呂市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、<u>介護保険運営協議会</u>（下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例（平成26年下呂市条例第43号）第2条第2項に規定する<u>介護保険運営協議会</u>をい</p>	<p style="text-align: center;">(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、<u>地域包括支援センター運営協議会</u>（下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例（平成26年下呂市条例第43号）第2条第2項に規定する<u>地域包括支</u></p>

改 正 後	改 正 前
う。)の議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略)	<u>援センター運営協議会</u> をいう。)の議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略)

(下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正)

第7条 下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例(平成26年下呂市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員に係る基準及び当該職員の員数) 第2条 地域包括支援センターには、次に掲げる者を専らその職務に従事する常勤の職員として置かなければならず、その員数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ地域包括支援センターが担当する区域における <u>第1号被保険者</u> の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると <u>介護保険運営協議会</u> (指定居宅サービス事業者等(法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。))又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は <u>第1号被保険者</u> 若しくは <u>第2号被保険者</u> の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるものをい	(職員に係る基準及び当該職員の員数) 第2条 地域包括支援センターには、次に掲げる者を専らその職務に従事する常勤の職員として置かなければならず、その員数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ地域包括支援センターが担当する区域における <u>第一号被保険者</u> の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると <u>地域包括支援センター運営協議会</u> (指定居宅サービス事業者等(法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。))又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は <u>第一号被保険者</u> 若しくは <u>第二号被保険者</u> の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成さ

改正後	改正前
<p>う。以下同じ。)において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における<u>第1号被保険者</u>の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者及び員数とすることができる。</p> <div data-bbox="204 595 743 712" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>おおむね1,000人未満の項～おおむね2,000人以上3,000人未満の項 (略)</p> </div> <p>(その他の事項に係る基準)</p> <p>第3条 地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域包括支援センターは、<u>介護保険運営協議会</u>の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。</p>	<p>れるものをいう。以下同じ。)において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における<u>第一号被保険者</u>の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者及び員数とすることができる。</p> <div data-bbox="849 595 1388 712" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>おおむね1,000人未満の項～おおむね2,000人以上3,000人未満の項 (略)</p> </div> <p>(その他の事項に係る基準)</p> <p>第3条 地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域包括支援センターは、<u>地域包括支援センター運営協議会</u>の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。</p>

(下呂市まちづくり条例策定委員会設置条例の廃止)

第8条 下呂市まちづくり条例策定委員会設置条例(平成18年下呂市条例第62号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【参考資料】

附属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例要綱

1. 制定理由

市が設置する附属機関の委員会等の見直しに伴い、当該条例を制定し関係条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市附属機関設置条例の一部改正（第1条による改正）

見直しに伴い、附属機関と判定された委員会等を当該条例に規定します。

（別表関係）

(2) 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2条による改正）

附属機関の委員等には当該条例の規定により報酬を支払う必要があるため、新たに報酬を支払うこととなる委員等を追加するとともに、廃止された委員等を削除します。

（別表関係）

(3) 下呂市公民館条例の一部改正（第3条による改正）

公民館館長を非常勤特別職職員から除外します。

（第5条関係）

(4) 下呂市金山郷土館条例の一部改正（第4条による改正）

金山郷土館長を非常勤特別職職員から除外します。

（第7条関係）

(5) 下呂市景観条例の一部改正（第5条による改正）

景観アドバイザーを非常勤特別職職員から除外します。

（第26条、第27条及び第29条関係）

(6) 下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正（第6条による改正）

附属機関の見直しの中で名称が変更となった委員会の名称を改めます。

(第 13 条関係)

- (7) 下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正(第 7 条による改正)

附属機関の見直しの中で名称が変更となった委員会の名称を改めます。合わせて語句の修正を行います。

(第 2 条及び第 3 条関係)

- (8) 下呂市まちづくり条例策定委員会設置条例の廃止(第 8 条による改正)

活動を行っていない、まちづくり条例策定委員会を廃止するため、当該条例を廃止します。

(本則関係)

- (9) この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)